**限定承認公告**

本籍大阪府門真市中町一一二番地、最後の住所大阪府門真市元町一番三号エスリード門真元町四〇二号、住民票上の住所大阪府門真市深田町五番一四号

被相続人　亡　升　峰男

右被相続人は平成二十五年七月十一日死亡し、その相続人は平成二十五年八月十四日大阪家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年八月二十六日

愛媛県宇和島市三間町則一三四〇番地

限定承認者　升　若樹

**資本金の額の減少公告**

当社は、資本金の額を四百九十五万円減少し五百五万円とすることにいたしました。

効力発生日は平成二十五年十月十日であり、株主総会の決議は、平成二十五年六月二十五日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十五年八月十五日

掲載頁　三十一頁（号外第一七八号）

平成二十五年八月二十六日

北海道河西郡芽室町東一条一〇丁目一番地六　株式会社芽室建設会館

代表取締役　山田　朝常

**株式交換公告及び合併公告**

甲は、乙を完全子会社とする株式交換をすることにいたしました。

また、この株式交換の効力発生を条件として、乙及び丙は合併し、乙は丙の権利義務の全部を承継して存続し、丙は解散することにいたしました。

これらの株式交換及び合併の効力発生日は平成二十五年十月一日であります。

これらの株式交換及び合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）金融商品取引法による有価証券報告書提出済

（乙）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十五年七月二日

掲載頁　八十四頁（号外第一四二号）

（丙）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十五年七月一日

掲載頁　二五三頁（号外第一四一号）

平成二十五年八月二十六日

大阪市福島区海老江一丁目一番二四号

（甲）阪神電気鉄道株式会社

代表取締役　藤原　崇起

神戸市灘区六甲山町一ヶ谷一番三二号

（乙）六甲摩耶鉄道株式会社

代表取締役　岡本　交右

神戸市灘区六甲山町一ヶ谷一番三二号

（丙）阪神総合レジャー株式会社

代表取締役　岡本　交右

**新規信託分割の公告**

株式会社ヤオコー、合同会社エムシーワカバ及び中央三井信託銀行株式会社（同社は平成二十四年四月一日を効力発生日として住友信託銀行株式会社（現商号三井住友信託銀行株式会社）と合併したことにより、三井住友信託銀行株式会社が中央三井信託銀行株式会社の地位を承継している。）間の平成十八年十二月二十日付信託契約（ワカバウォーク）に基づき設定された信託を、平成二十五年九月三十日付で新規信託分割しますので公告します。

なお、右の信託は、平成二十五年八月二十二日付で、適用される法律を信託法（平成十八年法律第一〇八号）及び信託法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十八年法律第一〇九号）の規定による改正後の法律にする合意をされた信託といたします。

この分割に対し異議のある債権者は、本公告掲載日の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

一、従前の信託についての信託契約の当事者

当初委託者

埼玉県川越市脇田本町一番地五

株式会社ヤオコー

委託者（受益権の譲渡を受けたことに伴い当初委託者の地位を承継した委託者）兼受益者

埼玉県川越市脇田本町一番地五

株式会社ヤオコー

受託者

東京都千代田区丸の内一丁目四番一号

三井住友信託銀行株式会社

二、従前の信託についての信託の年月日

従前の信託の年月日は、平成十八年十二月二十日です。

三、従前の信託において作成された財産状況開示資料等

信託法施行規則（平成十九年法務省令第四十一号）第十七条第二号及び第三号に掲げる事項については、左記連絡先にご照会下さい。

四、新規信託分割が効力を生ずる日以後における当該従前の信託の信託財産責任負担債務及び新たな信託の信託財産責任負担債務の履行の見込みに関する事項

いずれも履行の見込みがあるものと判断しております。その詳細については、左記連絡先にご照会下さい。

五、連絡先

東京都港区芝三丁目三三番一号

三井住友信託銀行株式会社

不動産カストディ部

電話番号　〇三―五二三二―三七三四

平成二十五年八月二十六日

受託者

東京都千代田区丸の内一丁目四番一号

三井住友信託銀行株式会社

営業所

東京都港区芝三丁目三三番一号

支配人　千葉　達也

**優先資本金の額の減少公告**

当社は、優先資本金の額を一億五千万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

http://www.asa-epn.jp/ir/00000198/8i7h/

平成二十五年八月二十六日

東京都千代田区丸の内二丁目七番三号東京ビルディング　春日井特定目的会社

取締役　石田　英俊

**訂正公告**

平成二十五年八月十六日（号外第一七九号）掲載の合併公告及び決算公告（枠組）中、乙の住所「東京都港区赤坂一丁目十四番五号」とあるは「東京都港区赤坂一丁目一二番三二号」の誤りにつき訂正します。

平成二十五年八月二十六日

東京都港区赤坂一丁目一四番五号

（甲）株式会社ＢＣ１

代表取締役　澤田　宏之

東京都港区赤坂一丁目一二番三二号

（乙）株式会社マーバルパートナーズ

代表取締役　岡　俊子

**取消公告**

平成二十五年七月二十六日（号外第一六三号）掲載の左記会社に係る新設分割公告及び決算公告（枠組）中、新設分割公告のみ取消します。

平成二十五年八月二十六日

大阪市都島区中野町四丁目八番一二号

金星堂商事株式会社

代表取締役　東乃　應秋

**正　誤**

| ページ | 段 | 行 | 誤 | 正 |
|---|---|---|---|---|
| 平成二十五年八月五日法務省告示第二百七十六号（日本国に帰化を許可する件）（原稿誤り） | | | | |
| 二二一 | | 一〇～九 | 東京都江戸川区東京都江戸川区番18―301号 | 番11―201号 |
| 平成二十五年六月二十八日（号外第百三十九号）官庁報告欄官庁事項の部（証券取引等監視委員会の活動状況）（印刷誤り） | | | | |
| 三一 | 下 | 終りから一二 | 頁以下） | 頁以下参照） |
| 六ページ下段は全部削除する。七ページ上段は全部削除する。 | | | | |
| 八 | 下 | 一八 | 場合がある。 | おそれがある。 |
| 三二 | 上 | 終りから一四 | 頁参照）。 | 参照）。 |
| 五八 | 〃 | 終りから一八 | して | した。 |

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

◉号外　八月二十六日付第一八六号　六四ページ●同日付政府調達第一六〇号六四ページ

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番四号　独立行政法人国立印刷局

電話　03（3587）4294

定価　一ヶ月二、五九六円（本体二、五二〇円）　本号一部　一三六円（本体一三〇円）　（配送料別）